

C—89 被服にとり入れた紋章調査

私立倉吉北高 ○福井 貞子

1. 日本の紋章が、庶民の被服分野にどのような形式でとり入れられていたか追跡する手はじめとして、本調査を実施した。

2. 調査対象者は鳥取県倉吉市全町村の主婦4000名、調査内容は、①家紋、②結婚時持参した被服に紋章がつ

いていたか否か、③被服の紋章は自分の家紋か婚家先か、一般通用の家紋か、④紋章のとり入れ方、染織、デザイン等の調査と併せて蒐集した実物精査を行ない考察を深めた。

3. 紋種類は206を使用し、結婚時新調する式服以外の着物、寝具、大風呂敷、頭布、ふくさ、傘、出産時新調する子守着と帯等の大部分に紋章をつけていた。持参した被服には自家の紋章を、婚家先で新調した被服は婚家の家紋がつけられた。被服の種類により紋章の大小、位置が異なる。式服を除く他の木綿着物には、多数の紋章を緋文様に製織している。寝具、大風呂敷等は大きく紋章を染色している場合が多い。時代は、江戸中期から明治、大正、昭和初期まで行なわれたが、時代の変遷により消滅した。

本調査により、式服以外の庶民の被服にも紋章をとり入れデザイン化したり、紋章を文様にあつかった(寝具、大風呂敷)ものや、特定の場所につけた(傘、頭布、ふくさ、帯鏡かけ)多種類のものを見出すことができた。